

### 第3 2回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月8日(月)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名
  - 1番 小倉哲也
  - 2番 山寄和雄
  - 3番 栗原寛光
  - 4番 陸野光男
  - 5番 小泉勝彦
  - 6番 石川和利
  - 7番 石渡正明
  - 9番 渡邊美代子
  - 10番 田中幸一
  - 11番 切替一弥
  - 12番 渡辺義一
  - 13番 注連野千佳代
  - 14番 時田善夫
  - 15番 中山明
- 5 欠席委員 1名
  - 8番 関 巖
- 6 出席事務局職員 4名
  - 斉藤事務局長
  - 鈴木主幹
  - 山田主査
  - 高橋副主査

◎開 会

令和3年11月8日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。

初めに、会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、こんにちは。新型コロナウイルスなのですけれども、今までの数字が信じられないくらい感染者数、大変減少しております。このまま終息の日を迎えますと、また皆様と懇親を深められる日が来たらいいかなと思います。

今日は、議案大変いっぱいありますので、皆様のご審議よろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方には、お手元の傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

ただいまより第32回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。8番、関巖委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

7番、石渡正明委員、9番、渡邊美代子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年10月14日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、健康を害し管理が困難なため贈与したいとのことです。譲受人は、譲渡人の要望により取得したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、下新田字小松です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件については、非耕作地はありません。農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で230日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が98アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、地区担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。ただいま事務局が説明したことをもう一回言います。

11月1日に事務局の山田君と16時頃、現場を見に行きまして、現場はきれいに管理されておりました。事務局の言われたとおりでございまして、別に問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2ないし6については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。  
山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号2ないし6については関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案の2ページから4ページを御覧ください。本件は、令和3年10月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内の一般法人が、市内在住の個人5名の所有する土地について農地の賃貸借権を設定しようとする案件です。貸借期間は5年を予定しています。

譲渡人は、譲受人の要望により貸し付けたいとのことです。譲受人は、新規就農するために賃貸借権を設定したいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び、29ページから32ページの現地写真を御覧ください。場所は、永地字文殊脇、字西原、字七反目及び字下田です。現地を確認したところ、現地は畑で、耕作または保全管理されていました。

総会資料の5ページから15ページに申請書の写し、16ページから27ページに法人関係資料及び農業経営実施計画書を添付しております。実施計画書の内容につきましては、市農林振興課の指導を受けて作成したものととのことです。なお、譲受人は一般法人であるため、農地法第3条の条件付賃貸借により農地の耕作権を取得いたします。

総会資料28ページを御覧ください。今まで運営委員会で審査した法人の新規就農案件では、農地の所有権を取得できる農地所有適格法人としての要件を満たした法人ばかりでしたが、28ページの資料にありますとおり、貸借契約の締結による営農、貸し借りであれば一般法人でも可能となっています。ただし、契約の際に、農地を適正に管理していない場合は、賃貸借契約が解除される旨などの条件を記載することが必要となり、申請時の添付書類により契約書の記載内容については確認済みとなっております。

それでは、農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農のため現在非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターをリースにより使用予定で、農用車、耕耘機については譲渡により取得予定とのことです。

農作業常時従事日数につきましては、法人の構成員3名及び臨時雇用6名の合計で1,740日従事する計画となっており、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、権利設定後の耕作面積が71アールとなるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、ただいまの件についてご説明いたします。

11月1日に1時頃から運営委員会を開きまして、それで1時半頃に現場を見に行きまして、サツマイモを作るということで、運営委員の人からいろいろ質問がございましたけれども、サツマイモ7反ぐらいで商売になるかと、そういう意見が出ましたけれども、申請人はケーキづくりなどの職人をしているようなので、それで芋をスイーツとかケーキとかに加工して、販売するということでした。販売するところも〇〇〇〇〇〇〇〇とか〇〇〇〇〇〇〇とか高級ホテルで、コンサルタントの人がいろいろアドバイスしているみたいなので、私たちにはちょっと分からないのですけれども、結構売上げはある、今後も9,600万円ぐらい売上があると言っていましたけれども、今回のような申請は初めてなので、私たちもすぐには理解できなかったのですけれども、大学の教授の方が経営コンサルタントをしているとのこと、1個200円ぐらいのものを販売するということであり、販売する品物については、結構種類があるとのことから、売上げは上がるということでした。ちょっと心配したのですけれども、運営委員の皆さんの意見をいろいろ聞いたところ、許可すべきではないかということになりましたので、ご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

お願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございます。今ご説明があったところですが、新規就農者ということで、出身が東京都の方で、全く農業はしていないと、経験というのはあるのですか。農業経験というのがあるのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。今回の役員の方3名、4名中3名が今回農業関係に従事するという形になっていますが、このうち代表者の方と先ほど言いました経営コンサルの方は今まで直接の農作業の経験はないということですが、残りの方が農業経験ある方で、3人目の方が農業経験のある方となっています。また、地元の農業者の方、個人名は出せないのですけれども、知り合いの方





以上です。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○1番（小倉哲也君） 自己資金は全くないということですか、そのところ。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。聞き取りをした限りでは、自己資金ではなく、借入れと政策金融公庫が資金源ですということでした。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） すみません、後でちょっと経営計画、もしあれば見せていただけますか。

○議長（小泉勝彦君） 後でもよろしいですか。

○1番（小倉哲也君） 後でいいです、今でなく。

○事務局（山田尚史君） それでは、総会終了後にお手数ですが、事務局までお越しくださいますようお願いいたします。

○1番（小倉哲也君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2ないし6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2ないし6については、許可と決定いたします。

次に、議案第1号の7について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号の整理番号7についてご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、令和3年10月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、労働力不足のため売却したいとのことです。譲受人は、自宅に近く、耕作管理などが容易なため購入したいとのことです。



総会資料33ページの位置図及び34ページの現地写真を御覧ください。場所は、上泉字東萩原です。現地を確認したところ、現地は畑で、草が生えていましたが、再利用可能な状態でした。

総会資料35ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地能第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,030日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、貸付地を除いた耕作面積が96アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。10月28日に事務局の山田さんと確認いたしました。譲受人は、酪農家でありまして、牧草をまくというような話を聞きました。それで、現在は何も耕作、作付されておりましたが、いつでも作付ができるような状態になっていました。ということで、皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の7について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の8について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局長（斉藤明博君） その前に、資料の番号違いについて訂正をさせていただきます。

○事務局（山田尚史君） 事務局山田です、資料の訂正についてですが、議案番号、整理番号の8と9が逆となっておりますので、議案の順番で説明をさせていただきます。申し訳ございません。

申請内容は、市内の農地所有適格法人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、今まで耕作をお願いしていた方がやめてしまったので、売却したいとのことです。譲受人は、自作地に近く、耕作上便利であるため購入したいとのことです。

総会資料39ページの位置図及び41ページの現地写真を御覧ください。場所は、川原井字下長割です。現地を確認したところ、現地は畑で、耕作されていました。

総会資料40ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。法人関係の資料につきましては、前回の申請時と同様であったため添付しておりませんが、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、こちらも法人の枠には載っておりませんが、法人代表者の農家世帯のほうで所有しておりますトラクター、ハーベスター、ブームスプレーヤー、マニアスプレッダー、農用車などを使用しています。

農作業常時従事日数につきましては、法人の構成員及び常時雇用、臨時雇用などの合計で3,740日の年間従事見込みとなっております。基準の150日以上従事するため、要件を満たしております。こちらも法人に関する資料のほうで前回と同様となっております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が225アールであるため、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでした。

事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。10月22日午前10時より、事務局の山田さんと現地を確認しました。ここは、以前より田中さんが耕作しており、現在は大根が栽培されておりました。譲渡人より申出があり、購入を決めたそうです。何ら問題はないと思われまますので、皆さんのご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の8について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の8については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の9について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号9についてご説明いたします。

議案の5ページを御覧ください。本件は、令和3年10月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、譲受人からの申入れにより売却したいとのことです。譲受人は、自宅に隣接しており、耕作管理が容易なため購入したいとのことです。

総会資料36ページの位置図及び37ページの現地写真を御覧ください。場所は、三箇字南塚越です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料38ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、農用車を所有しています。水稻の刈取り、乾燥調製作業については、木更津市の農業者に委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、貸付地を除いた耕作面積が63アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、注連野千佳代委員。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 13番、注連野です。10月29日午後2時に、事務局の山田さんと一緒に現地を確認しました。現地は畑で、ちょっと写真だとよく分からない感じになっているのですが、もうちょっと広がっていて、果樹の柑橘の苗木なんかを植えていたり、あとはちょっと野菜を栽培しているという状況でした。話を聞いたところ、本人にちょっと電話で話を聞いたのですが、以前はもうちょっと野菜の割合が多かったのを、ちょっと整理して果樹を植えることにしましたということで、以前から借りて耕作はしているということでした。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の9について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の9については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の10について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号10についてご説明いたします。

議案の5ページを御覧ください。本件は、令和3年10月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、遠距離と高齢により管理が困難なため売却したいとのことです。譲受人は、譲渡人の要望により取得したいとのことです。

総会資料42ページの位置図及び43ページの現地写真を御覧ください。場所は、横田字上田です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料の44ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機、農用車を所有しています。乾燥調製作業につきましては、地元の営農組合に委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で740日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が50アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。10月29日13時30分より、事務局の山田さんと現地のほうを確認に行ってまいりました。現地は田として耕作されており、また近隣に譲受人の所有する農地もあることから、特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の10について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の10については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の11について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号11についてご説明いたします。

議案の5ページを御覧ください。本件は、令和3年10月14日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、以前より耕作をお願いしており、圃場整備事業に合わせて売却したいとのこと。譲受人は、圃場整備事業に合わせて経営面積を増やすため購入したいとのこと。

総会資料45ページの位置図と46ページの現地写真を御覧ください。場所は、大鳥居字八幡向です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料の47ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。貸付地がありますが、地域の営農計画に従い、農地中間管理機構を利用して権利設定を行っている土地であり、問題はありません。

農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で630日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が670アールであるため、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。10月29日13時より、事務局、山田さんと現地のほうを確認いたしました。現地は耕作されており、また従前より譲受人が耕作をしていたということです。また、譲受人は地区の中心的な農家さんでありますので、特に問題はないと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の11について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の11については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1及び2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号1及び2について関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市内の個人が、7,224平方メートルのうち477平方メートルを農家住宅に、また947平方メートルを資材置場及び駐車場へと転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

今回の申請についてですが、本件の地番の残地部分を建売分譲住宅へと転用しようとする計画があり、これに伴い住宅用地を確保するため、現在住んでいる住宅から今回の申請地へと住宅を移転することに併せ、資材置場及び駐車場として利用されていた部分を後追いの申請となりますが、農地転用しようとするものです。

なお、本件については、令和3年10月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料48ページの位置図を御覧ください。申請地は、蔵波中学校の東側、約800メートルに位置し、市街化区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

まず、農家住宅への転用についてご説明いたします。総会資料49ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、平家建ての農家住宅を整備する計画となっております。

総会資料50ページを御覧ください。排水計画については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理した上、U字側溝を新設し、既存の排水路に接続する計画となっております。雨水についても既存の排水路から排水する計画となっております。

総会資料51ページに建物平面図を、52ページに建物立面図を添付しております。

次に、資材置場及び駐車場についてご説明いたします。総会資料53ページを御覧ください。資材置場及び駐車場の土地利用計画については、土地利用計画図のとおり、資材等を配置する計画となっております。排水関係については、雨水は自然浸透及びU字側溝を新設し、既存の排水路に接続します。

所要資金については、今回の計画で土地を売買して得た資金にて賄う計画となっております。

この転用に係る申請関連については、令和3年10月13日付で農振農用地区域から除外されております。

また、54ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。議案第2号の整理番号1及び2に関し、令和3年11月1日に運営委員会を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

運営委員会は、午後1時半頃に現地に事務局と行きまして、午後2時40分頃に審査会を行いまして、先ほどの事務局の説明と同様な説明を受け、運営委員より質疑がございました。

主な質疑でございますが、申請区域の範囲に関する質問があったほか、申請者の事業に関する質問がございました。土建業を営んでいるということでございまして、なお事務局より今回とは別の土地になりますが、土地所有者が相続した土地に違反転用の指導がなされた記録があるとの報告がございました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、今回の転用計画については問題がなかったことから、指導の記録の取扱いについては君津農業事務所に判断を委ねるということで条件をつけまして、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。



事業内容が別であるため、採決は個別に行います。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

それでは、長時間たっておりますので、休憩を10分取りまして3時開始ということで休憩を取りたいと思います。よろしくお願います。

休 憩

再 開

○議長（小泉勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1及び2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号1及び2について関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案7ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、市内在住の個人2名から農地の一部及び1筆を買い取り、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和3年10月18日に申請書の提出がなされております。

総会資料55ページの位置図を御覧ください。申請地は、久保田保育所の北西側約330メートル、袖ヶ浦さつき台病院の東側約470メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料56ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、二階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水についても同様に道路側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料57ページに建物平面図を、58ページに建物立面図を添付しております。

また、59ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、栗原寛光委員。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。議案第3号、整理番号1及び2について、申請地の調査等を行いましたので、許可基準に沿って説明いたします。

この案件については、事務局の説明にもありましたとおり、専用住宅を建設しようとするものです。登記地目は田であります。長らく休耕されている状況にありました。

一般基準であります周辺農地の営農条件の支障につきまして、土砂の流出、崩壊のおそれについてですが、盛土、切土は行わないため、土砂の流出等はないと思われま。

次に、農業用の用排水施設の仕様についてですが、先ほどの説明ありましたように、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理の後、道路側溝へ、また雨水についても道路側溝へ排水する計画であり、支障ないものと思われま。

次に、農地の分断のおそれについてですが、周辺の農地も接道しており、今後の営農に関して問題ないものと思われま。

次に、周辺の農地における日照、通風等についてですが、設置される施設は農地の北側に位置するゆえ、影響はないものと思われま。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼすおそれについてですが、市道からアクセスをする計画であり、問題はないものと思われま。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1及び2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1及び2については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議案第4号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号の整理番号1について、説明させていただきます。

議案8ページを御覧ください。本件は、令和3年10月14日付で証明願の提出がありました。

申請内容は、農業を行っていた被相続人から農地の相続を受けた相続人が、相続税の納税猶予を受けるために農業委員会の証明を受けようとするものです。

総会資料60ページの位置図及び61ページから62ページの現地写真を御覧ください。場所は、坂戸市場字一本榎及び字上向原です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作及び保全管理されていました。

総会資料63ページから64ページに証明願の写し、65ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

相続税の納税猶予を受けるための適格者についてですが、被相続人の要件については、生前対象農地において営農しており、要件を満たしております。

相続人の要件については、被相続人より農地の相続を受けており、今後も営農を継続していくとのことで、要件を満たしております。

対象農地の要件については、市街化区域内の生産緑地であるため、要件を満たしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告をいただくところでありますが、担当地区委員の関巖委員が本日欠席のため、私が報告をさせていただきます。

関さんからの報告によりますと、現地確認したときにはトラクター、ロータリー等で保全管理をされており、大変きれいになっておりました。また、一部には農作物が植え付けられていたそうでございます。何の問題もないと言っておりましたので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の1について、相続税の納税猶予に関する適格者として証明書を交付することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については証明書を交付することと決定いたします。

◎議案第5号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第5号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦についてご説明いたします。

議案9ページ及び総会資料66ページをごらんください。令和4年3月31日で現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）の任期が満了となります。現在11月30日を期限として、令和4年度からの委員等を募集しております。推薦や応募した委員等の候補者については、袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置して審査いたします。評価委員会委員9名のうち、2名を農業委員会が努めることとなっておりますので、選任していただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

事務局の説明では、農業委員の中から評価委員を2名推薦することとなりますが、人選に当たって、

まずは立候補からお聞きしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 異議ないものと認めます。

それでは、立候補はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 立候補はないようですので、推薦をいただきたいと思いますが、どなたか具体的な推薦者についてご意見のある方おられますか。

お願いします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 13番、注連野です。こういった場合、まず会長である小泉委員と、あとは運営委員長として実力を発揮していただいている中山委員をお願いするのが妥当ではないかと思います。いかがでしょうか。

〔「いいですね」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ただいま注連野委員から、5番、私と15番、中山明委員を推薦するという意見がございましたが、ほかに推薦する委員はおられますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 推薦の意見がないようですので、一人ずつ採決をいたします。

袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員として、5番、小泉勝彦委員を推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

続きまして、15番、中山明委員を推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第5号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦については、5番、小泉勝彦委員と15番、中山明委員を推薦することと決定をいたします。

◎議案第6号 令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第6号 令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

本案件においては、委員本人に関わる案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

11番、切替一弥委員、12番、渡辺義一委員、15番、中山明委員。

〔11番 切替一弥委員、12番 渡辺義一委員、15番 中山明委員退席〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第6号の令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第6号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第6号の15ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が11件で、うち2件が農地中間管理事業によるものとなっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で519.45アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから14ページに記載のとおりとなっております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○2番（山寄和雄君） では、1つ。

○議長（小泉勝彦君） 山寄委員、どうぞ。

○2番（山寄和雄君） この1ページの野田の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのことなのですが、これ同じ番地で、どういう関係なのか、分かれば教えてください。

○議長（小泉勝彦君） 事務局、分かりますか。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。申し訳ございません。関係についてまでは確認しておりません。

○2番（山寄和雄君） 渡辺さんの隣だから、では後で聞くか。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○2番（山寄和雄君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

〔11番 切替一弥委員、12番 渡辺義一委員、15番 中山 明委員着席〕

○議長（小泉勝彦君） 今聞いてよろしいですか。渡辺さん、野田の〇〇さんと〇〇さん。

○12番（渡辺義一君） これ、ちょっと込み入っているのですがけれども、昔耕地整理をやり始めた現状のまま解散してしまったのです。だから、隣のうちも隣のうちも、隣のうちもみんな住所が26番地になってしまったのです、地続きで。それで、細かい登記がされないまま解散になってしまって。

○2番（山寄和雄君） では、字番地もないということなのだ。

○12番（渡辺義一君） そう、ないのです。

○2番（山寄和雄君） では、野田〇〇にいっぱいいろんな人がいるというわけ。

○12番（渡辺義一君） そう、何軒も家があるのです。

○2番（山寄和雄君） 相続が大変でしょう。

○12番（渡辺義一君） だから、どうなっているのか、私も分からないけれども、そういう状況です。

○2番（山寄和雄君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） 疑問が解決しました。

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。協議報告1号についてご報告いたします。議案10ページを御覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年9月1日から9月30日までで3件でございます。

次に、協議報告2号についてご報告いたします。11ページを御覧ください。

農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年9月1日から9月30日までで1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第32回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時20分 閉会